

資 料 目 次

- 1 和歌山地方最低賃金審議会
和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿
- 2 和歌山地方最低賃金審議会専門部会運営規程
- 3 最低賃金審議会令
- 4 令和4年度答申公示日別最短効力発生予定一覧表
- 5 和歌山県の最低賃金額の推移
- 6 和歌山県鉄鋼業最低賃金実態調査の結果報告
- 7 鉄鋼業関係最低賃金（全国一覧）

第 5 5 期和歌山地方最低賃金審議会
和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿

令和 4 年 9 月 2 7 日

区分	氏 名	現 職
公 益 代 表	足 立 聖 子	弁護士
	金 川 めぐみ	和歌山大学経済学部
	富 山 信 彦	弁護士
労 働 者 代 表	遠 藤 和 也	鴻池運輸和歌山労働組合
	近 野 信 一	日鉄スラグ製品労働組合 和歌山支部
	中 出 晃 市	日本製鉄和歌山労働組合
使 用 者 代 表	田 中 一 壽	和歌山商工会議所
	田 中 康 平	日本製鉄株式会社関西製鉄所
	橋 本 剛 治	鴻池運輸株式会社和歌山支店

[5 0 音順]

和歌山地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会に設置する専門部会の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令並びに和歌山地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、和歌山労働局長(以下「局長」という。)又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第 6 条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第 7 条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、和歌山地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

(附 則)

この規程は平成 2 0 年 8 月 1 2 日から施行する。

一部改正 令和元年 8 月 1 日

一部改正 令和 3 年 7 月 2 7 日

最低賃金審議会令

昭和 34. 5. 4 政令第 163 号
 改正 昭和 35. 6. 20 政令第 162 号
 改正 昭和 45. 5. 30 政令第 151 号
 改正 平成 11. 12. 3 政令第 390 号
 改正 平成 12. 6. 7 政令第 309 号
 改正 平成 13. 9. 27 政令第 317 号
 改正 平成 17. 9. 30 政令第 306 号
 改正 平成 20. 4. 25 政令第 151 号
 改正 平成 22. 8. 4 政令第 178 号
 改正 平成 28. 6. 17 政令第 238 号

(名称)

第 1 条 地方最低賃金審議会には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第 2 条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18 人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15 人とする。ただし、東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会にあつては、18 人とする。

3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第 25 条第 1 項に規定する事項及び同条第 2 項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項(第 4 条第 2 項において「最低賃金決定等」という。)を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の推薦)

第 3 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命等)

第 4 条 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 臨時委員は、その者の任命に係る最低賃金決定等に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員は、非常勤とする。

4 前条の規定は、関係労働者を代表する臨時委員及び関係使用者を代表する臨時委員の任命について準用する。この場合において、同条第 1 項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第 2 項中「推薦」とあるのは「推薦(厚生労働大臣が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないと認める候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に係りのある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の3分の2以上又は労働者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に係りのある

臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をいう。) 使用者関係委員 (中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。) 及び公益関係委員 (中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。) の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(最低賃金専門部会)

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、9人以内とする。

2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。

4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適当でないと認める候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。

7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

(庶務)

第7条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。

(雑則)

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則(省略)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(木)		9月16日(金)		9月22日(木)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月2日(金)		9月20日(火)		9月26日(月)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月3日(土)		9月20日(火)		9月26日(月)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月4日(日)		9月20日(火)		9月26日(月)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月5日(月)		9月20日(火)		9月26日(月)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月6日(火)		9月21日(水)		9月27日(火)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月7日(水)		9月22日(木)		9月28日(水)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月8日(木)		9月26日(月)		9月29日(木)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月9日(金)		9月26日(月)		9月29日(木)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月10日(土)		9月26日(月)		9月29日(木)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月11日(日)		9月26日(月)		9月29日(木)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月12日(月)		9月27日(火)		9月30日(金)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月3日(月)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月4日(火)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月5日(水)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月6日(木)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月6日(木)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月6日(木)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月7日(金)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月11日(火)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月12日(水)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月13日(木)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月14日(金)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月14日(金)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月14日(金)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月14日(金)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月17日(月)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月18日(火)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月19日(水)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月20日(木)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月20日(木)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月20日(木)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		10月21日(金)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		10月24日(月)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		10月25日(火)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		10月26日(水)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		10月27日(木)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		10月27日(木)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		10月27日(木)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月10日(月)		10月25日(火)		10月28日(金)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		10月31日(月)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月1日(火)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月2日(水)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月4日(金)		11月15日(火)		12月15日(木)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

10月15日(土)		10月31日(月)		11月4日(金)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月4日(金)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月7日(月)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月8日(火)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月9日(水)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月9日(水)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月10日(木)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月10日(木)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月10日(木)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月11日(金)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月14日(月)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月15日(火)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月16日(水)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月17日(木)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月17日(木)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月17日(木)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月18日(金)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		11月21日(月)		12月1日(木)		12月31日(土)
11月2日(水)		11月17日(木)		11月22日(火)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		11月24日(木)		12月5日(月)		1月4日(水)
11月4日(金)		11月21日(月)		11月25日(金)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月5日(土)		11月21日(月)		11月25日(金)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月6日(日)		11月21日(月)		11月25日(金)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月7日(月)		11月22日(火)		11月28日(月)		12月7日(水)		1月6日(金)
11月8日(火)		11月24日(木)		11月29日(火)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月9日(水)		11月24日(木)		11月29日(火)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月10日(木)		11月25日(金)		11月30日(水)		12月9日(金)		1月8日(日)
11月11日(金)		11月28日(月)		12月1日(木)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月12日(土)		11月28日(月)		12月1日(木)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月13日(日)		11月28日(月)		12月1日(木)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月14日(月)		11月29日(火)		12月2日(金)		12月13日(火)		1月12日(木)
11月15日(火)		11月30日(水)		12月5日(月)		12月14日(水)		1月13日(金)
11月16日(水)		12月1日(木)		12月6日(火)		12月15日(木)		1月14日(土)
11月17日(木)		12月2日(金)		12月7日(水)		12月16日(金)		1月15日(日)
11月18日(金)		12月5日(月)		12月8日(木)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月19日(土)		12月5日(月)		12月8日(木)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月20日(日)		12月5日(月)		12月8日(木)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月21日(月)		12月6日(火)		12月9日(金)		12月20日(火)		1月19日(木)
11月22日(火)		12月7日(水)		12月12日(月)		12月21日(水)		1月20日(金)
11月23日(水)		12月8日(木)		12月13日(火)		12月22日(木)		1月21日(土)
11月24日(木)		12月9日(金)		12月14日(水)		12月23日(金)		1月22日(日)
11月25日(金)		12月12日(月)		12月15日(木)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月26日(土)		12月12日(月)		12月15日(木)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月27日(日)		12月12日(月)		12月15日(木)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月28日(月)		12月13日(火)		12月16日(金)		12月27日(火)		1月26日(木)
11月29日(火)		12月14日(水)		12月19日(月)		12月28日(水)		1月27日(金)

和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山県最低賃金				和歌山県鉄鋼業最低賃金			和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金		
発効年度	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日
昭和47年	1,060	133	48. 1. 20 和歌山市以外 48. 3. 1						
昭和48年	1,250	157	49. 3. 30						
昭和49年	1,640	205	50. 2. 27						
昭和50年	1,896	237	51. 2. 27						
昭和51年	2,080	260	51. 11. 13						
昭和52年	2,281	286	52. 10. 31						
昭和53年	2,426	304	53. 10. 9						
昭和54年	2,576	322	54. 10. 6						
昭和55年	2,755	345	55. 10. 18						
昭和56年	2,930	367	56. 10. 10						
昭和57年	3,087	386	57. 10. 6						
昭和58年	3,185	399	58. 10. 6						
昭和59年	3,283	411	59. 10. 5						
昭和60年	3,401	426	60. 10. 3						
昭和61年	3,503	438	61. 10. 1						
昭和62年	3,580	448	62. 10. 1						
昭和63年	3,687	461	63. 10. 1						
平成元年	3,837	480	1. 10. 1	4,327	541	2. 3. 25			
平成2年	4,022	503	2. 10. 1	4,565	571	2. 12. 26	4,192	524	2. 5. 19
平成3年	4,218	528	3. 10. 1	4,839	605	3. 12. 30	4,424	553	3. 3. 16
平成4年	4,394	550	4. 10. 1	5,054	632	4. 12. 30	4,674	585	3. 12. 30
平成5年	4,529	569	5. 10. 1	5,214	652	5. 12. 30	4,880	610	4. 12. 30
平成6年	4,637	582	6. 10. 1	5,348	669	6. 12. 30	5,040	630	5. 12. 30
平成7年	4,743	594	7. 10. 1	5,470	683	7. 12. 30	5,168	647	6. 12. 30
平成8年	4,842	606	8. 10. 1	5,584	697	8. 12. 30	5,280	661	7. 12. 30
平成9年	4,948	619	9. 10. 1	5,706	712	9. 12. 30	5,399	676	8. 12. 30
平成10年	5,037	630	10. 10. 1	5,800	725	10. 12. 30	5,519	691	9. 12. 30
平成11年	5,082	635	11. 10. 1	5,896	738	12. 12. 30	5,613	704	10. 12. 30
平成12年	5,122	641	12. 10. 1	5,931	742	13. 12. 30	5,663	710	11. 12. 30
平成13年	5,157	645	13. 10. 1	5,937	743	14. 12. 30	5,707	716	12. 12. 30
平成14年		645	14. 10. 1		744	15. 12. 30	5,742	720	13. 12. 30
平成15年		645	14. 10. 1		747	16. 12. 30		721	14. 12. 30
平成16年		645	14. 10. 1		752	17. 12. 30		721	14. 12. 30
平成17年		649	17. 10. 1		757	18. 12. 30		723	17. 12. 30
平成18年		652	18. 10. 1		769	19. 12. 30		727	18. 12. 30
平成19年		662	19. 10. 20		782	20. 12. 30		732	19. 12. 30
平成20年		673	20. 10. 31		785	21. 12. 30		738	20. 12. 30
平成21年		674	21. 10. 31		793	22. 12. 30		739	21. 12. 30
平成22年		684	22. 10. 29		799	23. 12. 30		741	22. 12. 30
平成23年		685	23. 10. 13		805	24. 12. 30		743	24. 1. 6
平成24年		690	24. 10. 1		818	25. 12. 30		747	24. 12. 30
平成25年		701	25. 10. 19		834	26. 12. 30		754	25. 12. 30
平成26年		715	26. 10. 17		849	27. 12. 31		765	26. 12. 30
平成27年		731	27. 10. 2		871	28. 12. 30		780	28. 1. 3
平成28年		753	28. 10. 1		895	29. 12. 30		799	28. 12. 30
平成29年		777	29. 10. 1		921	30. 12. 30		810	29. 12. 30
平成30年		803	30. 10. 1		948	1. 12. 30		830	30. 12. 30
令和元年		830	1. 10. 1		949	2. 12. 30		850	1. 12. 30
令和2年		831	2. 10. 1		977	3. 12. 30		851	3. 2. 11
令和3年		859	3. 10. 1					869	3. 12. 30
令和4年		889	4. 10. 1						

令和4年10月

和歌山県鉄鋼業最低賃金に関する
実態調査の結果報告

和歌山労働局

まえがき

この報告書は、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の基礎資料を得るため、事業所規模 100 人未満（規模の区分は、1～9 人、10～29 人、30～99 人の 3 区分）の常用労働者を雇用する事業所を対象に、令和 4 年 6 月 1 日現在の賃金について、通信調査を主として実態調査を実施し、その結果をとりまとめたものである。

目 次

用語の説明	1
鉄鋼業（一般・パート労働者計）	
総括表(1)	2
賃金分布表(2)	3
鉄鋼業（パート労働者のみ）	
総括表(1)	4
実態調査結果に基づく時間額に対するその該当労働者数の分布グラフ前年比（一般・パート労働者計及びパート労働者のみ）	5
総括表(1)（一般・パート労働者計）1 円刻み	6
最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表（令和 4 年）	7

用語の説明

【第1・20分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、20等分した低い方から1/20番目の賃金をいいます。

【第1・10分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、10等分した低い方から1/10番目の賃金をいいます。

【第1・4分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、4等分した低い方から1/4番目の賃金をいいます。

【中位数】

賃金分布の例をとると、賃金を大きさの順に並べたときの真ん中の値を中位数といいます。

労働者数(n)が偶数の時は、 $n/2$ 番目と $n/2 + 1$ 番目の値の算術平均となります。

【4分位偏差係数】

$$\frac{\text{第3・4分位数} - \text{第1・4分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$
 という形で計算されます。

【未満率及び影響率】

最低賃金の「未満率」とは、現在設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合のことで、「影響率」とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことです。

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	89	16	43	30		1	69	12	7	
円										
-	899									
900 -	949	1 (1.4)	1 (7.7)				1 (1.8)			
950 -	999	1 (1.4)	1 (7.7)				1 (1.8)			
1000 -	1049	1 (1.4)	1 (7.7)				1 (1.8)			
1050 -	1099	5 (5.5)	5 (30.8)				5 (7.1)			
1100 -	1149	7 (8.0)	5 (30.8)	2 (5.0)			7 (10.2)			
1150 -	1199	11 (11.8)	6 (38.5)	2 (5.0)	2 (7.4)	1 (100.0)	9 (13.6)			
1200 -	1249	15 (16.7)	6 (38.5)	6 (15.0)	2 (7.4)		12 (16.7)		2 (33.2)	
1250 -	1299	17 (19.5)	9 (53.8)	6 (15.0)	2 (7.4)		14 (20.3)		2 (33.2)	
1300 -	1349	24 (27.0)	10 (61.5)	11 (25.0)	3 (11.1)		21 (29.9)		2 (33.2)	
1350 -	1399	30 (34.3)	10 (61.5)	17 (40.0)	3 (11.1)		27 (39.2)		2 (33.2)	
1400 -	1449	36 (40.4)	10 (61.5)	22 (50.0)	4 (14.8)		33 (47.1)		2 (33.2)	
1450 -	1499	39 (44.0)	10 (61.5)	24 (55.0)	5 (18.5)		36 (51.8)		2 (33.2)	
1500 -	1549	42 (47.7)	10 (61.5)	24 (55.0)	9 (29.6)		39 (56.5)		2 (33.2)	
1550 -	1599	48 (54.0)	11 (69.2)	26 (60.0)	11 (37.0)		43 (61.4)	2 (18.1)	2 (33.2)	
1600 -	1649	52 (59.1)	12 (76.9)	28 (65.0)	12 (40.7)		47 (67.9)	2 (18.1)	2 (33.2)	
1650 -	1699	59 (66.4)	12 (76.9)	32 (75.0)	14 (48.1)		51 (74.2)	4 (36.2)	2 (33.2)	
1700 -	1749	59 (66.4)	12 (76.9)	32 (75.0)	14 (48.1)		51 (74.2)	4 (36.2)	2 (33.2)	
1750 -	1799	62 (70.3)	14 (84.6)	32 (75.0)	16 (55.6)		54 (77.6)	4 (36.2)	3 (50.0)	
1800 -	1849	69 (77.6)	14 (84.6)	37 (85.0)	19 (63.0)		57 (82.3)	8 (63.5)	3 (50.0)	
1850 -	1899	72 (81.3)	14 (84.6)	39 (90.0)	20 (66.7)		58 (83.8)	10 (81.7)	3 (50.0)	
1900 -	1949	74 (83.7)	14 (84.6)	41 (95.0)	20 (66.7)		58 (83.8)	10 (81.7)	5 (83.2)	
1950 -	1999	74 (83.7)	14 (84.6)	41 (95.0)	20 (66.7)		58 (83.8)	10 (81.7)	5 (83.2)	
2000 -	2049	75 (85.1)	15 (92.3)	41 (95.0)	20 (66.7)		59 (85.6)	10 (81.7)	5 (83.2)	
2050 -	2099	77 (86.3)	15 (92.3)	41 (95.0)	21 (70.4)		60 (87.2)	10 (81.7)	5 (83.2)	
2100 -	2499	83 (93.7)	15 (92.3)	41 (95.0)	27 (92.6)		65 (93.5)	11 (90.8)	7 (100.0)	
2500 -		89 (100.0)	16 (100.0)	43 (100.0)	30 (100.0)		69 (100.0)	12 (100.0)		
月平均賃金額	274,284	247,076	264,363	303,539		193,872	265,836	316,353	300,582	
時間当り平均賃金額	1,625	1,471	1,558	1,807		1,154	1,582	1,864	1,724	
月一人当たり労働時間数	169	168	170	168		168	168	170	174	
第1・20分位数	1,097	900	1,124	1,169		1,154	1,097	1,550	1,240	
第1・10分位数	1,169	1,097	1,240	1,344		1,154	1,123	1,550	1,240	
第1・4分位数	1,348	1,097	1,349	1,508		1,154	1,326	1,674	1,240	
中位数	1,550	1,250	1,416	1,775		1,154	1,458	1,847	1,786	
四分位偏差係数	0.1584	0.2099	0.1151	0.1742		0.0003	0.1500	0.0519	0.1861	

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	男							女						
		男性計	17歳以下	18-19歳	20-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18-19歳	20-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上
計	89	83		1	64	12	7	6				6			
円															
-	899														
900 - 949	1 (1.4)							1 (22.1)				1 (22.1)			
950 - 999															
1,000 - 1,049															
1,050 - 1,099	4 (4.2)	4 (4.4)			4 (5.8)										
1,100 - 1,149	2 (2.4)							2 (38.7)				2 (38.7)			
1,150 - 1,199	3 (3.9)	2 (2.8)		1 (100.0)	1 (1.9)			1 (19.6)				1 (19.6)			
1,200 - 1,249	4 (4.9)	4 (5.2)			2 (3.4)		2 (33.2)								
1,250 - 1,299	2 (2.8)	2 (3.0)			2 (3.9)										
1,300 - 1,349	7 (7.5)	7 (8.0)			7 (10.4)										
1,350 - 1,399	6 (7.3)	6 (7.8)			6 (10.2)										
1,400 - 1,449	5 (6.1)	5 (6.5)			5 (8.5)										
1,450 - 1,499	3 (3.7)	2 (2.6)			2 (3.4)			1 (19.6)				1 (19.6)			
1,500 - 1,549	3 (3.7)	3 (3.9)			3 (5.2)										
1,550 - 1,599	6 (6.3)	6 (6.7)			3 (5.4)	2 (18.1)									
1,600 - 1,649	4 (5.1)	4 (5.4)			4 (7.0)										
1,650 - 1,699	7 (7.3)	7 (7.8)			4 (6.8)	2 (18.1)									
1,700 - 1,749															
1,750 - 1,799	3 (3.9)	3 (4.1)			2 (3.7)		1 (16.8)								
1,800 - 1,849	7 (7.3)	7 (7.8)			3 (5.1)	3 (27.3)									
1,850 - 1,899	3 (3.7)	3 (3.9)			1 (1.7)	2 (18.1)									
1,900 - 1,949	2 (2.4)	2 (2.6)					2 (33.2)								
1,950 - 1,999															
2,000 - 2,049	1 (1.4)	1 (1.5)			1 (1.9)										
2,050 - 2,099	1 (1.2)	1 (1.3)			1 (1.7)										
2,100 - 2,499	7 (7.4)	7 (7.9)			4 (6.9)	1 (9.2)	1 (16.8)								
2,500 -	6 (6.3)	6 (6.7)			4 (7.0)	1 (9.2)									
月平均賃金額	274,284	280,116		193,872	272,716	316,353	300,582	187,358				187,358			
時間当り平均賃金額	1,625	1,657		1,154	1,620	1,864	1,724	1,147				1,147			
月一人当たり労働時間数	169	169		168	169	170	174	163				163			
第1・20分位数	1,097	1,154		1,154	1,097	1,550	1,240	900				900			
第1・10分位数	1,169	1,240		1,154	1,240	1,550	1,240	900				900			
第1・4分位数	1,348	1,361		1,154	1,348	1,674	1,240	1,123				1,123			
中位数	1,550	1,583		1,154	1,508	1,847	1,786	1,123				1,123			
四分位偏差係数	0.1584	0.1537		0.0003	0.1418	0.0519	0.1861	0.0208				0.0208			

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比

04年

総括表(1) 賃金額階級別、規模別、年齢別表

産業：(全て) 鉄鋼業

就業形態：パート

産別適用除外除く

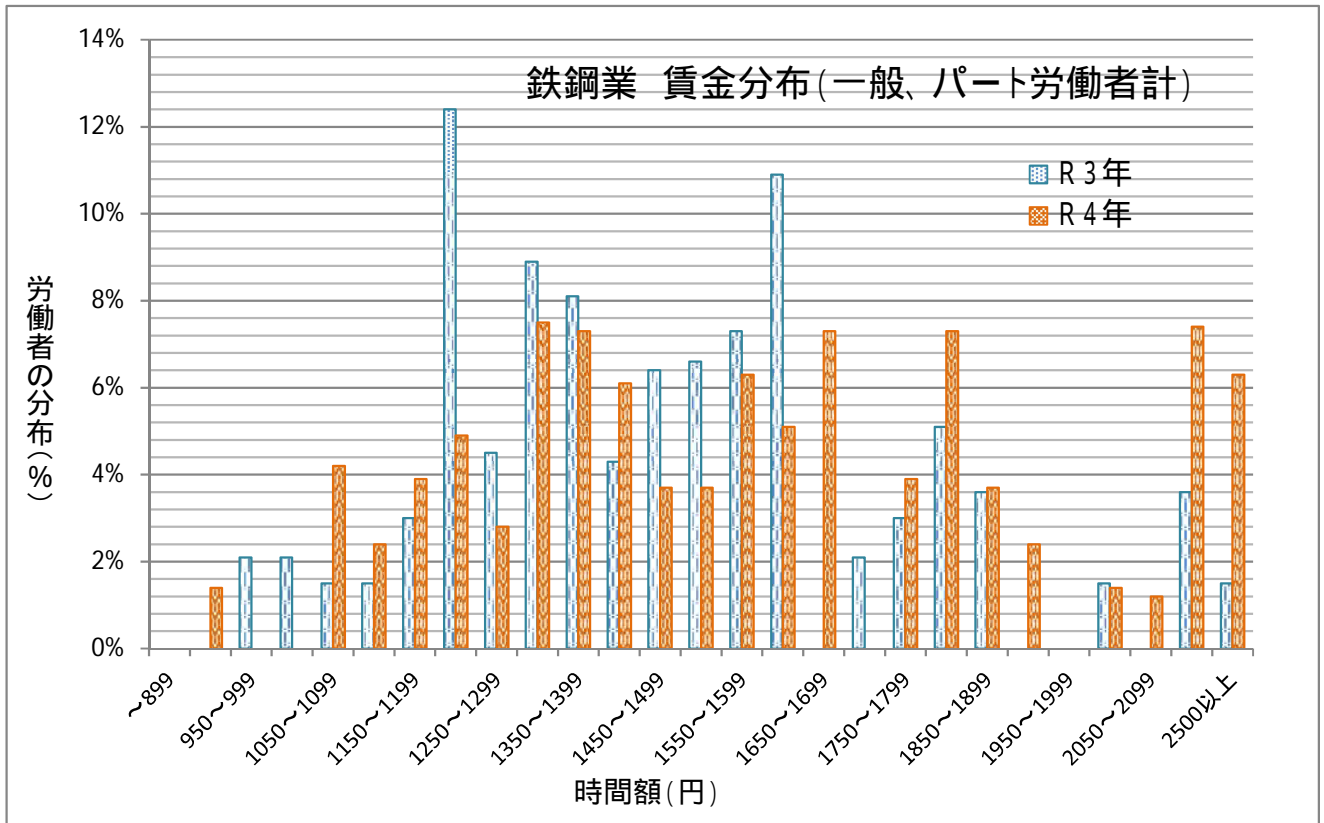
時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計										
円 -	899									
900 -	949									
950 -	999									
1000 -	1049									
1050 -	1099									
1100 -	1149									
1150 -	1199									
1200 -	1249									
1250 -	1299									
1300 -	1349									
1350 -	1399									
1400 -	1449									
1450 -	1499									
1500 -	1549									
1550 -	1599									
1600 -	1649									
1650 -	1699									
1700 -	1749									
1750 -	1799									
1800 -	1849									
1850 -	1899									
1900 -	1949									
1950 -	1999									
2000 -	2049									
2050 -	2099									
2100 -	2499									
2500 -										
月平均賃金額 時間当り平均賃金額 月一人当たり労働時間数 第1・20分位数 第1・10分位数 第1・4分位数 中位数 四分位偏差係数										

【上段】 累積労働者数

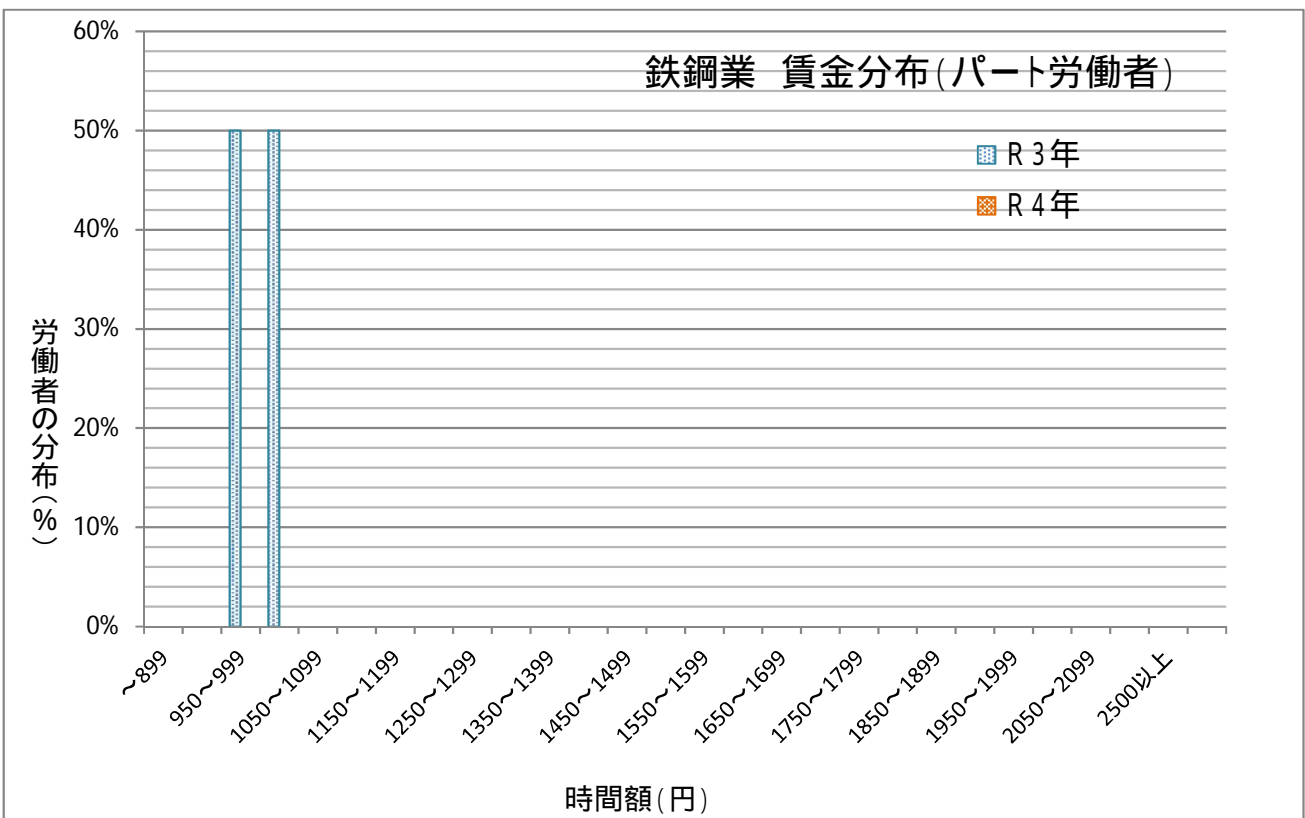
【下段】 累積構成比

時間額に対する該当労働者数の分布

鉄鋼業の一般労働者・パート労働者計



鉄鋼業のパート労働者のみ



注) 900円から2099円までは50円刻みですが、849円以下、2500円以上は集約されていますのでご注意ください。

04年

総括表(1) (賃金額階級別、規模別、年齢別表)

産業：(全て)鉄鋼業

就業形態：(全て)

産別適用除外除く

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	89	16	43	30		1	69	12	7	
円	1	1					1			
-	976	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
977 -	977	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
978 -	978	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
979 -	979	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
980 -	980	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
981 -	981	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
982 -	982	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
983 -	983	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
984 -	984	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
985 -	985	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
986 -	986	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
987 -	987	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
988 -	988	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
989 -	989	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
990 -	990	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
991 -	991	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
992 -	992	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
993 -	993	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
994 -	994	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
995 -	995	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
996 -	996	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
997 -	997	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
998 -	998	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
999 -	999	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
1000 -	1000	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
1001 -	1001	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
1002 -	1002	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
1003 -	1003	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
1004 -	1004	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
1005 -	1005	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
1006 -	1006	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
1007 -	1007	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
1008 -	1008	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
1009 -	1009	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
1010 -	1010	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
1011 -	1011	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
1012 -	1012	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
1013 -	1013	(1.4)	(7.7)				(1.8)			
1014	89	16	43	30		1	69	12	7	
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	
月平均賃金額	274,284	247,076	264,363	303,539		193,872	265,836	316,353	300,582	
時間当り平均賃金額	1,625	1,471	1,558	1,807		1,154	1,582	1,864	1,724	
月一人当たり労働時間数	169	168	170	168		168	168	170	174	
第1・20分位数	1,097	900	1,124	1,169		1,154	1,097	1,550	1,240	
第1・10分位数	1,169	1,097	1,240	1,344		1,154	1,123	1,550	1,240	
第1・4分位数	1,348	1,097	1,349	1,508		1,154	1,326	1,674	1,240	
中位	1,550	1,250	1,416	1,775		1,154	1,458	1,847	1,786	
四分位偏差係数	0.1584	0.2099	0.1151	0.1742		0.0003	0.1500	0.0519	0.1861	

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表(令和4年)

件名	和歌山県最低賃金				
業種	鉄鋼業				
現行最低賃金	977円				
未満率	1.12%				
未満労働者数	1				
引上げ後 時間額(円)	引上げ額 (円)	引上げ率	影響率	該当労働者数 (人)	下回る労働者数 (人)
977	0	0.00%	1.12%	0	1
978	1	0.10%	1.12%	0	1
979	2	0.20%	1.12%	0	1
980	3	0.31%	1.12%	0	1
981	4	0.41%	1.12%	0	1
982	5	0.51%	1.12%	0	1
983	6	0.61%	1.12%	0	1
984	7	0.72%	1.12%	0	1
985	8	0.82%	1.12%	0	1
986	9	0.92%	1.12%	0	1
987	10	1.02%	1.12%	0	1
988	11	1.13%	1.12%	0	1
989	12	1.23%	1.12%	0	1
990	13	1.33%	1.12%	0	1
991	14	1.43%	1.12%	0	1
992	15	1.54%	1.12%	0	1
993	16	1.64%	1.12%	0	1
994	17	1.74%	1.12%	0	1
995	18	1.84%	1.12%	0	1
996	19	1.94%	1.12%	0	1
997	20	2.05%	1.12%	0	1
998	21	2.15%	1.12%	0	1
999	22	2.25%	1.12%	0	1
1000	23	2.35%	1.12%	0	1
1001	24	2.46%	1.12%	0	1
1002	25	2.56%	1.12%	0	1
1003	26	2.66%	1.12%	0	1
1004	27	2.76%	1.12%	0	1
1005	28	2.87%	1.12%	0	1
1006	29	2.97%	1.12%	0	1
1007	30	3.07%	1.12%	0	1
1008	31	3.17%	1.12%	0	1
1009	32	3.28%	1.12%	0	1
1010	33	3.38%	1.12%	0	1
1011	34	3.48%	1.12%	0	1
1012	35	3.58%	1.12%	0	1

1円刻み(労働者数復元による数値)

2 特定最低賃金（令和4年3月末日現在効力を有するもの）

(1) 新産業別最低賃金

(単位：円)

項目 都道府県名	食料品・飲料製造業関係			発効日
	時間額	日額		
北海道	922	—		R 3.12. 4
千葉	889	—		H29.12.25
香川	849	—		R 3.12.15
宮崎	678	—		H26.12.26
沖縄	683	—	畜産食料品製造業	H25.12.11
沖縄	769	—	糖類製造業	H30.11.25
沖縄	686	—	清涼飲料、酒類製造業	H25.11.23

項目 都道府県名	塗料製造業			発効日
	時間額	日額		
栃木	992	—		R 3.12.31
神奈川	894	—		H27. 3. 1
大阪	1,000	—		R 3.12. 1
兵庫	995	—		R 3.12. 1

項目 都道府県名	ゴム製品製造業			発効日
	時間額	日額		
静岡	915	—		R 3.12.20

項目 都道府県名	繊維工業関係			発効日
	時間額	日額		
石川	782	—		H29.12.31
福井	830	—	化学繊維を含む	R 1.12.24
愛知	732	—		H20.12.16
滋賀	789	—	注1	H28.12.30
兵庫	800	—		H28. 3. 1

項目 都道府県名	窯業・土石製品製造業関係			発効日
	時間額	日額		
三重	923	—		R 3.12.21
滋賀	942	—		R 3.12.30
岡山	940	—		R 4. 1. 7
佐賀	822	—		R 3.12. 9

項目 都道府県名	造作材・合板・建築用組立材料製造業			発効日
	時間額	日額		
徳島	876	—		R 3.12.21

項目 都道府県名	パルプ・紙・紙加工品製造業関係			発効日
	時間額	日額		
静岡	786	—		H27.12.31
愛媛	951	—		R 3.12.25

項目 都道府県名	印刷・同関連産業関係			発効日
	時間額	日額		
長野	850	—		R 1.12.31
京都	765	—		H22.12.18

項目 都道府県名	鉄鋼業関係			発効日
	時間額	日額		
北海道	979	—		R 3.12. 1
青森	929	—		R 3.12.21
岩手	878	—	金属製品を含む	R 3.12.29
宮城	953	—		R 3.12.15
茨城	975	—		R 3.12.31
群馬	946	—		R 3.12.29
千葉	1,023	—		R 3.12.25
東京	871	—		H26. 3.23
神奈川	874	—		H26. 3.15
愛知	996	—		R 3.12.16
三重	739	5,907		H10.12.15
大阪	996	—		R 4. 1.22
兵庫	992	—		R 3.12. 1
和歌山	977	—		R 3.12.30
島根	954	—		R 3.11.26
岡山	985	—		R 4. 1. 5
広島	995	—		R 3.12.31
山口	995	—	非鉄金属を含む	R 3.12.15
福岡	980	—		R 3.12.10
大分	981	—		R 3.12.25